

障がい福祉サービス重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者の概要

名 称	社会福祉法人 金太郎の家
所 在 地	島根県出雲市斐川町学頭1511番地1
電 話 番 号	0853-72-5110
代表者氏名	理事長 阿食 かをる
設 立 年 月	平成26年1月30日

2. 事業所の概要

事業所の名称	日中一時支援事業所 麦の家
事業所の所在地	島根県出雲市斐川町学頭1510番地2
事業所の電話番号等	電話番号 0853-72-5110 0853-31-4832(直通番号) ファックス 0853-31-4870
サービスの実施地域	出雲市、松江市
サービス提供曜日・時間	営業日：月曜日～土曜日 但し12月31日～1月3日は除く 営業時間（日中一時）8：30～17：30 但し必要に応じて延長可
主たる対象者	定めなし（身体、知的、精神障害者（児））
定 員	8名
開設年月日	平成26年4月1日

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者 農間 玲美
- (2) サービス管理責任者 福島 綾
- (3) 生活支援員 15名
- (4) 事務員 1名

(令和4年4月1日現在)

4. サービスの内容・運営方針

内容	(日中一時支援) 障がい者が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ日中の利用を必要とする障がい者等に対し、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供いたします。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 サービスの提供に当たっては、関係市町村、その他地域の保健医療福祉サービスと密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。

5. サービスに係る施設・設備等の概要（日中一時）

- (1) 施 設

建物	構 造	鉄骨造スレートぶき平屋建
	延べ床面積	119平方メートル

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
居室	3	就労支援・生活介護事業所と兼用
相談室	1	就労支援・生活介護事業所と兼用
静養室	1	就労支援・生活介護事業所と兼用
洗面設備	3	就労支援・生活介護事業所と兼用
便所	4	就労支援・生活介護事業所と兼用
食堂	1	就労支援・生活介護事業所と兼用
浴室	1	就労支援・生活介護事業所と兼用

6. サービスを利用する際の利用者負担額等について

(1) 利用者負担額

障がい者総合支援法、各市町村の規定により利用料金を負担して頂きます。サービス利用料金のうち9割が給付対象となり、1割相当が利用者負担ですが、所得に応じて市町村の決定した負担上限額によって最終的な利用者負担額が決まります。(別紙参照)

(2) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

正当な理由(体調不良、急な用事など)なく利用中止された場合、事前の連絡なく利用予定を中止された場合などは、取消料をいただく場合があります。

(3) その他

サービスを提供する上で要する費用の内、次にかかる費用の支払いを受ける。

- ・食事・・・650円 ・おやつ代(食事なし)・・・50円
- ・サービス利用中の交通費等 ・入浴代・・・200円
- ・洗濯代・・・100円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 現金支払い
- ② 指定口座への振込み(山陰合同銀行・JAしまね・ゆうちょ銀行)
- ③ 自動振替(山陰合同銀行・JAしまね)

口座振替利用希望の方は御連絡下さい。

7. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関

に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

8. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

9. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 竹内一子・竹内淳子 ・ご利用時間 9：15～ 17：15 ・電話番号 0853-72-5110 F A X 0853-72-5192 ・ 担当者が不在の場合は事業所までお申し出ください。
金太郎の家 第三者委員	宍道 年弘 電話番号 080-1935-4638 三代 美知子 090-7779-9293 長瀬 恵子 090-7595-7990
出雲市役所福祉推進課	島根県出雲市今市町70番地 0853-21-6961
松江市役所障がい者福祉課	島根県松江市末次町86番地 0852-55-5241

10. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	斐川生協病院
医 院 長 名	金森 美智子
所 在 地	出雲市斐川町直江 4883-1
電 話 番 号	0853-72-0680

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
--------	-------------------------

平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：平成26年4月 防火管理者：阿食かをる
保険加入	事故・災害に備えて損害賠償責任保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおい損害保険株式会社 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 2. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
緊急時における医療機関への受診	サービス利用時間内に医療機関への受診の必要が起きた場合は、利用者及び家族の方に同意を得た上で速やかに対応いたします。但し、当事業所が緊急性が高いと判断した場合は、その都度判断し速やかに対応いたします。

1 3. 第三者による評価の実施状況

なし

1 4. 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的研修の実施

1 5. 契約方法

当重要事項説明書にて施設概要、事業内容、利用料金等を利用者、利用者家族に説明し、同意を得て署名、捺印して頂きます。

令和 年 月 日

障がい福祉サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：日中一時支援事業所 麦の家

説明者職名： 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から障がい者福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：